

事務所通信

澤口会計事務所

12月号

2023年11月30日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-90-7774 FAX 0422-77-9600

E-mail sawaguchi-kaikei@jcom.zaq.ne.jp

税理士 澤口 豊

<ふるさと納税(寄付金)～10月改正がありました～>

今年も残りわずかとなり「ふるさと納税」について限度額等の確認が必要な時期となりました。

10月からふるさと納税について以下の改正がありました。

- ・寄付額の5割以下とされる返礼品調達費用に領収証発行費用等を追加
- ・加工品のうち熟成肉と精米については地場産品に限る

上記改正により10月から寄付額が増額(または返礼品の縮小)されたものがありました。定期的に調達している「鳥取県産きぬむすめ(無洗米)」は14,000円から17,000円になり当方も影響を受けております。

熟成肉、精米については大阪府泉佐野市を狙い撃ちにしたのではとされています。泉佐野市はアメリカ牛や他の都道府県から仕入れた肉を熟成、価値を高めて返礼品として提供することで多額の寄附金を集めていました。アマゾンギフト券を返礼品にするなどして平成29年から3年連続で寄付額全国一番となりましたが令和1年にふるさと納税制度から除外されました。その後の裁判の結果、令和2年7月からふるさと納税制度に復帰を果たしましたが国と対立してきた過去があります。

上記改正による駆け込み需要で9月の寄付額は前年度比で増加しました。30倍にも増加した自治体もあり対応に追われたようです。

平成20年から導入された「ふるさと納税」制度。令和4年までの受入件数、受入額の推移は以下の通りです(総務省HPより)。

年	受入件数(万件)	受入額(億円)
平成20年	5.4	81.4
平成21年	5.6	77
平成22年	8.0	102.2
平成23年	10.1	121.6
平成24年	12.2	104.1
平成25年	42.7	145.6
平成26年	191.3	388.5
平成27年	726.0	1,652.90

平成 28 年	1271.1	2,844.10
平成 29 年	1730.2	3,653.20
平成 30 年	2322.4	5,127.10
令和 1 年	2333.6	4,875.40
令和 2 年	3488.8	6,724.90
令和 3 年	4447.3	8,302.40
令和 4 年	5184.3	9,654.10

平成 26 年の増加は返礼品の充実、クレジット決済の普及、各自治体の PR 活動などが影響しました。平成 27 年も前年比約 4 倍に増加しました。税額控除の限度額が 2 倍、確定申告不要制度の導入が増加要因です。以降も増加傾向でしたが令和 1 年は減少しました。

減少原因は以下の改正によります。

- ・返礼品調達費用は寄付額の 5 割以下
- ・返礼品は寄付額の 3 割以下
- ・返礼品は地場産品に限る

上記改正が行われる前年に国から自制を求める通知が各自治体に出されました。それに従わなかった泉佐野市を含む 4 自治体がふるさと納税制度から除外されました。除外された 4 自治体は寄付額ランキングトップ 4(平成 30 年実績)で寄付額全体の 2 割超 1,113 億円を集めていました。

令和 2 年 1 月、国内で初のコロナ感染者が確認されましたがこの年の寄付額は大きく増加しています。外出自粛による巣ごもり需要、外食産業の需要減少により行き場を失った食材がふるさと納税に流れ返礼品が充実したことなどが増加理由としてあげられます。また事業者支援など返礼品なしの寄付額も増加したようです。

寄付した場合に控除される税額の計算式は以下の通りです。

(1) 所得税

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{適用税率 (所得に応じて 5.105\% \sim 45.945\%)}$$

(2) 住民税

① 基本控除額 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\%$

② 特別控除額 $(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{所得税の適用税率(上記)})$

※住民税所得割額の 20%を限度

③ ① + ②

ふるさと納税の控除限度額の計算式は以下です。「ふるさとチョイス」「さとふる」などポータルサイトのシミュレーション活用がおすすめです。

$$(\text{住民税所得割額} \times 20\%) \div (90\% - \text{適用所得税率}) + 2,000 \text{ 円}$$

税額控除の適用を受けるためには確定申告、又は「ワンストップ特例制度」の申請が必要です。なお「ワンストップ特例制度」は寄付先が 5 自治体以内に限られます。

返礼品は所得税の課税対象です。所得区分は一時所得のため 1 年間の合計額が 50 万円(時価評

価)以下であれば非課税です。なお他に一時所得、例えば生命保険の満期金がある場合は全体で50万円の判定をしなければなりません。合計額が50万円を超える場合は原則として返礼品についての確定申告が必要です。

譲渡所得等、臨時収入がある方はその年だけふるさと納税の限度額が大きくなる可能性があるもので要確認です。

<12月の税務など>

・11月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付	納付期限 12月11日(月)
・10月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等)	申告期限 1月 4日(木)
・4月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等)	申告期限 1月 4日(木)
・消費税の年税額400万円超4,800万円以下の 1月、4月、7月決算法人の中間申告	申告期限 1月 4日(木)
・給与所得の年末調整	本年最後の給与の支払をするとき
・固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	12月中において市町村の条例で定める日
・健康保険・厚生年金保険の賞与支払届の提出	支給日より5日以内

<あとがき>

イチヨウ並木が綺麗だということで昭和記念公園に行ってまいりました。青梅線の西立川駅に9時頃到着。8時30分開園と思い込んでいましたが開園時間は9時30分ということでしばし待機となりました。キャッシュレス対応の改札ゲートには長い列ができた一方、チケット購入者用ゲートはガラガラでした。チケット購入(現金、キャッシュレスも可)をして入園が早かったです。入園料は450円(65歳以上210円、中学生以下無料)です。

来園者の殆どがイチヨウ目的ということで同じ方向に一目散に向かっていきます。黄色く色づいたイチヨウ並木は見応えがあり園内各所のイチヨウも綺麗でした。開園直後で清掃のためか落ち葉が殆どなかったのも落ち葉が道に広がる夕方がより風情を感じられるかもしれません。

日本庭園に初めて行ってみました。池泉回遊式庭園で青空のもと木々が水面に移る景色は美しいです。盆栽苑には数々の立派な盆栽が展示されていました。一昔前までは盆栽と言えばお爺さんの趣味で「サザエさん」の波平さんを思い浮かべる方もいるのではないのでしょうか。波平さん54歳で当方より年下。54歳にしてあの風格は出せません。大事にしている盆栽をカツオに度々破壊されていますが手塩にかけた高額な盆栽がいくつも破壊されたら小学生の息子とはいえ損害賠償ものでしょう。

前回来たのは15年前の4月でたくさんのチューリップが咲き誇り、種類の多さ、様々な形、色のチューリップがあることに驚かされました。

